

日田市獣肉処理施設
指定管理者募集要項

令和4年5月

日 田 市

目 次

1 指定管理者募集の目的	1
2 対象施設の概要	1
(1) 施設の名称	
(2) 施設の所在地	
(3) 施設の設置目的	
(4) 施設の概要	
(5) 事業概要	
(6) 事業実績等	
3 施設管理者が行う業務等	1
(1) 管理業務の範囲及び具体的内容	
(2) 留意事項	
4 指定管理期間	2
5 管理の基準	2
(1) 開館時間、休館日等	
(2) 施設の管理運営	
(3) 法令の遵守	
6 管理に要する経費	2
(1) 管理運営経費	
(2) 利用料金に関する事項	
(3) 委託料の精算	
(4) 管理口座・区分経理	
7 応募資格等	3
(1) 申請する団体の資格	
(2) 共同企業体で応募する場合の要件	
(3) 指定の取り消し	
8 指定管理者の公募手続	4
(1) 公募の日程	
(2) 募集要項等の配布	
(3) 公募説明会	
(4) 募集要項等に関する質問書の受付	

(5) 募集要項等に関する質問の回答

9	申請の手続き	5
	(1) 申請に必要な書類	
	(2) 応募書類の提出部数	
	(3) 応募書類の受付期間	
	(4) 提出方法	
	(5) 提出先	
	(6) 留意事項	
10	指定管理候補者の選定	7
	(1) 選定方法	
	(2) 審査の基準	
	(3) 審査方法	
	(4) 選定結果の通知及び公表	
	(5) 申請資格の喪失	
11	指定管理者の指定及び協定の締結	9
	(1) 指定管理者の指定	
	(2) 協定の締結	
	(3) 留意事項	
12	その他	10
	(1) 指定管理者の履行責任に関する事項	
	(2) 業務の継続が困難となった場合の措置	
	(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	
13	様式・添付	11
	(1) 様式	
	(2) 配布資料	
14	問い合わせ先	11

日田市獣肉処理施設指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

日田市では、日田市獣肉処理施設（以下「施設」という。）の管理運営業務を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び日田市獣肉処理施設の設置及び管理に関する条例（平成23年12月20日日田市条例第39号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、指定管理者（管理運営を実施する団体）を次のとおり募集します。

2 対象施設の概要

- (1) 施設の名称 日田市獣肉処理施設
- (2) 施設の所在地 日田市上津江町川原9番1
- (3) 施設の設置目的 捕獲したイノシシ及びニホンジカを受け入れ、解体処理、精肉加工、販売を行い、有害鳥獣捕獲の促進と利便性の向上、地域資源の有効活用、「ひたジビエ（捕獲したイノシシ及びニホンジカを本施設において解体、精肉し生産された食肉をさす）」の特産品化による地域の活性化に資することを目的とします。

(4) 施設の概要

建物構造：木造平屋建て

敷地面積：510.26㎡

延床面積：67.54㎡

ア 詳細は、別紙「日田市獣肉処理施設管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(5) 事業概要

農林水産業等に係る被害の防止を目的として捕獲したイノシシ及びニホンジカの受入れ並びに解体処理、獣肉の精肉加工等を行うことにより、地域資源の有効活用、鳥獣の捕獲意欲の向上及び獣肉の「ひたジビエ」の特産品化による地域の活性化を図る。

(6) 事業実績等

これまでの施設の運営体制、事業実績等（事業実施状況、収支状況）については、別添の「日田市獣肉処理施設の事業実績に関する資料」を参照してください。

3 施設管理者が行う業務等

(1) 管理業務の範囲及び具体的内容

- ア 捕獲したイノシシ及びニホンジカの受入れ並びに解体処理に関する業務
- イ 施設で解体処理した獣肉の精肉加工及び販売に関する業務
- ウ 施設、設備等の維持管理に関する業務。ただし、大規模な修理を除く。
- エ 「ひたジビエ」の生産、販売

オ 前4号に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち、市長が定める事務

(2) 留意事項

- ア 業務内容の詳細は、仕様書を参照してください。
- イ 管理業務の全部や主要部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、市の承諾を得た上で、専門の事業者に委託することができます。

4 指定管理期間

令和4年10月1日から令和9年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 管理の基準

(1) 開館時間、休館日等

仕様書のとおりですが、市長の承認を受けて変更することも可能です。

(2) 施設の管理運営

適正な施設運営、維持管理及びサービスの提供を行わなければなりません。

(3) 法令の遵守

次に掲げる法令等を遵守しなければなりません。

- ア 食品衛生法、同法施行令、同法施行規則
- イ 地方自治法第244条第2項及び第3項
- ウ 日田市獣肉処理施設の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則
- エ 日田市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（以下「手続条例」という。）、同条例施行規則
- オ 日田市個人情報保護条例
- カ 日田市情報公開条例
- キ 日田市暴力団排除条例
- ク 労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働契約法、その他の職員の雇用に関する労働関係法令等
- ケ その他関連法規

6 管理に要する経費

(1) 管理運営経費

当該施設は、市民の利用したサービス等の対価として収益を得る施設ではなく、販売の用に供するイノシシ及びニホンジカを加工処理し販売することで収益を得る施設であるため、市からの指定管理料（委託料）は発生しません。

よって、管理を行うために必要な経費は販売収益による独立採算制とします。

(2) 利用料金に関する事項

施設は利用料金制を採用しておらず指定管理者以外の施設の利用はできません。
獣肉の販売で得た収入を指定管理者が自らの収入として収受することとします。獣肉の買取、販売価格については指定管理者が定めることができます。

(3) 事業費の精算

事業収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填はしないものとします。

(4) 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、団体本来の口座とは別の口座で管理してください。

また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

7 応募資格等

(1) 申請する団体の資格

応募しようとするものは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

ア 応募者は、申請時において日田市内に事務所又は事業所を置く、又は指定期間の開始日までに日田市内に事務所又は事業所を置こうとする団体（共同企業体の場合は、代表となる団体等）であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等でないこと。

エ 日田市から指名停止措置を受けていないこと。

オ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体等でないこと。

キ 市税等を滞納していないこと。

ク 指定期間の開始日までに食肉処理業、食肉販売業の許可を取得しようとする団体（共同企業体の場合は、代表となる団体等）であること。

(2) 共同企業体で応募する場合の要件

ア 共同企業体の構成団体は、(1)の申請する団体の資格の要件を全て満たしていること。

- イ 複数の団体が共同企業体を構成して応募する場合は、代表となる団体を定めなければならない。
- ウ 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできない。
- エ 単独で応募した団体は、共同企業体で応募する場合の構成団体となることはできない。
- オ 共同企業体で応募した団体は、その構成員の変更は原則として認めない。

(3) 指定の取り消し

指定申請時点で応募資格に該当した団体（共同企業体等の場合はその構成員）が、以後、非該当となった場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

8 指定管理者の公募手続

(1) 公募の日程

内 容	期 日
募集要項の配布及び公表	令和4年5月2日～5月31日
募集要項等に関する質問の受付	令和4年5月9日～5月13日
公募説明会（施設見学会を含む）	令和4年5月10日
募集要項等に関する質問の回答	令和4年5月20日（予定）
申請の受付期間	令和4年5月23日～5月31日
審査選定	令和4年6月17日
指定管理候補者の決定及び公表	令和4年7月（予定）
市議会による指定議決	令和4年9月（予定）

(2) 募集要項等の配布

ア 配布期間 令和4年5月2日（月）～令和4年5月31日（火）までとします。

イ 配布場所 日田市田島2丁目6番1号

日田市農林振興部林業振興課（市役所3階）

※配布期間中は、日田市ホームページにて募集要項等のダウンロードができます。

(3) 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項の内容等に関する質問を「日田市獣肉処理施設指定管理者募集要項等に関する質問票」により、以下のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和4年5月9日（月）～5月13日（金）午後5時まで

イ 提出場所 11 ページ「問い合わせ先」参照

ウ 提出方法 ご持参いただくか若しくは、FAX 又は E-mail で提出して下さい。

(4) 公募説明会

募集要項等について説明会及び施設見学会を下記により行います。本説明会では、募集要項等の配布を行うとともに、会場において本施設に関する詳細図面を閲覧する

ことができます。

なお、詳細図面については、本説明会終了後、応募書類等の提出締切日までの間、問い合わせ先において閲覧することができます。閲覧は開庁時間内とします。

ア 日 時 令和4年5月10日(火) 10時30分から1時間30分程度

イ 場 所 日田市上津江町川原 2710

上津江振興局

ウ 参加人数 各団体2名までとします。複数の団体で共同事業体を予定している場合は、一構成団体につき2名までとします。

エ 参加申込 参加を希望される場合は、「日田市獣肉処理施設指定管理者公募説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、5月9日(月)午後5時までに、問合せ先(11ページ「問い合わせ先」参照。以下同じ。)までご持参いただくか若しくは、FAX又はE-mailにて申し込みください。

(5) 募集要項等に関する質問の回答

質問書への回答は、日田市ホームページに掲載により回答します。

回答日：令和4年5月20日(金)(予定)

9 申請の手続き

(1) 申請に必要な書類

ア 申請にあたっては、以下の書類を市に提出してください。なお、市が必要とする場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 指定管理者の指定申請書(様式第1号)
- ② 日田市獣肉処理施設の事業計画書
- ③ 日田市獣肉処理施設の収支計画
- ④ 定款、寄附行為、その他これらに準ずる書類
- ⑤ 組織が明確になる書面(法人にあたっては、当該法人の登記事項証明書)
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書面(事業報告書等)
- ⑧ 申請書を提出する日の属する年度の前3年度における決算書(貸借対照表等を含む)ただし、新たに団体設立をした場合で決算期が到来していない場合はこの限りでない。
- ⑨ 申請書を提出する日の属する年度の予算書
- ⑩ 危機管理に関する書類
- ⑪ 申請する施設の基本的経営方針
- ⑫ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)
- ⑬ 市税(同市税が課税されていない者で、市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村民税)並びに消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- ⑭ 応募資格に係る誓約書

- ⑮ 申立書
- ⑯ 就業規則、職員給与規定
- ⑰ その他市長が必要と認める書類

〈共同企業体で申請する場合〉

上記①～③、⑪以外は構成団体ごとに提出してください。

イ 申請にあたっての留意事項

- ① 申請書は、A 4 紙ファイルに綴じて、別紙「応募関係書類（表紙）」をつけて提出してください。
- ② 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 縦長（提案書の一部はA 3 可）とし、両面使用としてください。
- ③ 申請書の文章中の文字ポイントは 10 ポイント以上としてください。
- ④ 申請書を提出後に辞退する場合は、別紙「辞退届」を提出してください。
- ⑤ 提出書類はお返しできません。
- ⑥ 提出された書類は、必要に応じて複写します。（使用は、庁内及び選定委員会の検討に限ります。）

(2) 応募書類の提出部数

各 11 部（正本 1 部及び副本 10 部 副本は複写可）とします。

(3) 応募書類の受付期間

令和 4 年 5 月 23 日（月）～令和 4 年 5 月 31 日（火）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(4) 提出方法

申請書ほか必要書類を下記提出先にご持参ください。郵送、電子メール、FAX による応募は受け付けません。

(5) 提出先

日田市農林振興部林業振興課（市役所 3 階）

〒877-8601 日田市田島 2 丁目 6 番 1 号

TEL 0973-23-3111（内線：347）

(6) 留意事項

ア 複数の申請の禁止

1 応募者につき 1 申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。

イ 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合、申請はなかったものとして取り扱うこととします。

ウ 接触の禁止

申請者及び申請者の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は、指定

管理者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となることがあります。

エ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事業が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とする場合があります。

オ 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

カ 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載や不正があった場合、当該申請は無効とします。

キ 情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、日田市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、選定結果等を公表するものとします。（非公開情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等を除く。）

ク 費用負担

申請に要する経費等は、すべて申請団体の負担とします。

10 指定管理候補者の選定

(1) 選定方法

ア 学識経験者などの外部委員及び市職員で構成する日田市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が次の審査基準に基づいて審査した評価点数の合計点数が最も高い者を指定管理候補者として選定し、この結果をもとに、最終的に市で指定管理候補者を決定します。

イ 指定管理候補者の選定にあたって、施設の適正な管理と一定の水準を確保するため、配点合計の 60%を最低基準点とします。この基準点を超えない場合は、最高得点の申請者であっても指定管理候補者として選定されない場合があります。（応募者が 1 団体の場合も同様とします。）

(2) 審査の基準

日田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「手續条例」という。）第 3 条各号に定める審査基準によることとします。

- ① 事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④ その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして市長が別に定める基準

審査基準に基づき設定する審査項目の概要は次のとおりです。

審査項目	配点
施設の基本的管理運営方針	20
施設の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備等の維持管理の考え方 ・外部委託の考え方 ・経費削減の考え方 ・トラブルや苦情処理への対応 ・安全対策や緊急時の対応 ほか 	50
施設の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの向上策 ・広報宣伝に対する考え方 ・自主事業に対する考え方 ・地域との連携 ほか 	25
管理運営体制 <ul style="list-style-type: none"> ・組織構成 ・人員確保に対する考え方 ほか 	25
過去の実績 <ul style="list-style-type: none"> ・類似施設や関連業務の実績 	10
・収支計画	10
・全体をとおしての評価	10
合 計	150

(3) 審査方法

ア 事前審査

提出された書類の確認を行い、募集要項に定める応募団体の資格要件を満たしていない団体は失格とし、選定委員会での審査は行いません。この場合、当該団体に対しては、失格となった旨を通知します。

イ 本審査

選定委員会において、提出書類による書類審査後、ヒアリングを行います。

- ① ヒアリングの日時、場所等については、後日、該当する申請者に対して書面で通知します。
- ② ヒアリングは、前半に申請者からのプレゼンテーション、後半に質疑応答を予定しています。
- ③ ヒアリングの出席者は2名以内とし、原則として代表者及びその社員（任意団体にあっては構成員）に限ります。なお、ヒアリングの時間は、50分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答30分以内）を予定しています。

※プレゼンテーション時は、パソコン、プロジェクター、スクリーン等機材の使用はできません。(事業計画書等の申請時の書類のみを用いて実施してください。)

(4) 選定結果の通知及び公表

ヒアリング後、選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者として最もふさわしい指定管理候補者を選定します。選定の結果については、申請者全員(共同企業体で応募の場合、代表団体宛)に書面で通知するとともに日田市ホームページに公表します。

ア 公表方法

選定結果については、ホームページで公表します。

イ 公表内容

- ① 申請団体の名称
- ② 審査項目、配点及び申請者の得点(※得点の高い順)
- ③ 選定委員会委員の氏名

※選定されなかった申請者の競争上の地位への配慮から、②については指定管理候補者を除き申請者の名称を付しません。

※応募者が少数の場合は、同様の趣旨により①は応募者数とする場合があります。

(5) 申請資格の喪失

指定管理者の指定前において、申請団体に次のいずれかの事実が認められた場合、当該団体(共同企業体である場合は、その構成であるすべての団体を含みます。)は、その事実が判明した日から1年間、市における指定管理者の指定に係る申請団体の資格を喪失します。

ア 指定管理者選定委員と不正に接触したこと。

イ 市に対して、指定管理候補者の選定に関する不当な働きかけを行ったこと。

ウ 指定管理候補者の選定手続が終了するまでの間に、他の申請団体と申請の内容又はその意思について相談を行ったこと。

エ 指定管理候補者の選定手続が終了するまでの間に、他の申請団体に対して申請の内容を意図的に開示したこと。

なお、市は、選定委員会の意見を踏まえて、これらの事実の認定を行います。

申請資格を喪失した申請団体(共同企業体である場合は、その構成であるすべての団体を含みます。)に対しては、申請資格を喪失した旨及び理由並びに喪失期間を通知します。

11 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、令和4年第3回日田市議会定例会(9月)に上程し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。

(2) 協定の締結

日田市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項について協議の上、協定を締結します。なお、協定の主な内容は、仕様書を参照してください。

(3) 留意事項

- ア 指定管理者として選定された者が、正当な理由なくして日田市が指定する期日までに協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがあります。
- イ 指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当すると認められるときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ① 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があるとき。
 - ② 著しく社会的信用を損う等により、指定管理者としてふさわしくないとき。

12 その他

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

- ア 指定管理者は、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。
- イ 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はおそれが生じた場合は、市に報告しなければなりません。
- ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 業務の継続が困難となった場合の措置

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、指定を取り消す等の措置をとることとします。また、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。
- イ 当事者の責めに帰すことができない事由による場合
天災、不可抗力その他の市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、市と指定管理者は、業務継続の可否について協議を行うものとします。
協議の結果、当該指定管理者による管理運営業務が困難と市が判断した場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、

市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

13 様式・添付（別 添）

（1）様式

- ア 指定管理者の指定申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書
- ウ 収支計画書
- エ 応募資格に係る誓約書
- オ 申立書
- カ 指定管理者募集要項等に関する質問票
- キ 指定管理者公募説明会参加申込書
- ク 辞退届

（2）配布資料

- ア 日田市獣肉処理施設管理業務仕様書
- イ 日田市獣肉処理施設の事業実績に関する資料
- ウ 日田市獣肉処理施設の図面

14 問い合わせ先

〒877-8601

大分県日田市田島2丁目6番1号

日田市農林振興部林業振興課有害鳥獣対策係 担当 山本

TEL 0973-23-3111（内線：347）

FAX 0973-22-8246

E-mail rinsei@city.hita.lg.jp